熊本県阿蘇市湯浦字琴川1189番１　宅地　952.33㎡	伊藤　扉彦　熊本県阿蘇郡内牧町大字湯浦962番地	
熊本県阿蘇市湯浦字琴川1189番２　山林　59㎡		
熊本県球磨郡錦町大字木上南字野村1382番14　山林　2,564㎡	熊本県球磨郡木上村	
熊本県球磨郡錦町大字木上南字野村1382番21　山林　1,393㎡		
大分県杵築市大字相原字相原山734番164　池沼　9,152㎡	相原耕地整理組合　大分県速見郡八坂村	
大分県速見郡日出町大字豊岡字上町1040番１　畑　64㎡	原　　清昭　宮崎県宮崎市江平町	
大分県速見郡日出町大字豊岡字上町1040番２　公衆用道路　14㎡		
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守１番182　山林　466㎡	東　　喜市　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓横折	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守１番183　山林　357㎡	林　　福次郎　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓馬登	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守１番184　山林　386㎡	前原　　友一　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓横折2581番地	
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内字日守１番185　山林　458㎡	川野　　清吉　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓	

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９５号

金沢市神野町東122番地　スポートピア緑406号室、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻1444番地の86

債務者　中田　香澄

１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４０６号

福井県あわら市二面第46号17番地　竹田アパート１号Ａ

債務者　北島百合子（旧姓徳丸）

１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号

福井市三郎丸２丁目2204番地１

債務者　小林真由美

１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号

福井市乾徳３丁目１番25号、旧住所福井市みのり２丁目３番10号

債務者　坂本　清貴

１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号

福井市市波町54―25　福井県美山荘、住民票上の住所福井県敦賀市野神40号273番地の１木崎

債務者　竹野　隆秀

１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号

福井市高木１丁目1234番地

債務者　齋藤みちよ

１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号

福井市中央２丁目９番20号

債務者　秋田　力男

１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号

山梨県笛吹市御坂町栗合35番地２　矢野住宅、申立時の住所山梨県甲斐市富竹新田387番地29

債務者　久保富美和

１　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時45分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号

山梨県笛吹市御坂町栗合35番地２　矢野住宅、申立時の住所山梨県甲斐市富竹新田387番地29

債務者　久保　勇子

１　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時45分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号

山梨県南アルプス市藤田1559番地１　ＦＯＬＩＡＲ―Ｂ101

債務者　小林　一樹

１　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時45分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号

山梨県南アルプス市山寺1042番地５号

債務者　船橋　千春（旧姓榊）

１　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時45分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号

山梨県笛吹市石和町小石和443番地１　グリーンフィールドＣ号

債務者　岡田　和子（旧姓小島）

１　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時45分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係